

鳥取県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月30日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人よろず医院	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目118-4	平成23年8月18日	居宅療養管理指導、訪問看護
株式会社わかば	わかばの家訪問入浴サービスセンター	鳥取市千代水一丁目118	平成23年8月19日	訪問入浴介護